

盛土規制法に基づく基礎調査の結果等について

1 要旨・目的

令和5年9月28日から運用を開始した盛土規制法に基づき、既存盛土等に対し、応急対策の必要性の判断等を実施する基礎調査について、今年度の調査結果を報告する。

また、パトロールや通報等により発覚した不法・危険盛土等への対応状況についても報告する。

2 現状・背景

本県における基礎調査では、一定規模以上の既存盛土等について、目視やドローンを用い行っており、概ね5年ごとに調査を実施することとしている。

なお、政令市・中核市においては、それぞれの市で実施している。

昨年度までに316箇所の調査を完了させており、今年度からは、令和3年度に実施した「盛土による災害防止のための総点検」において緊急点検を実施した814箇所について調査を進め、令和10年度までに完了させる計画としている。

また、既存盛土等の経過観察や不法・危険盛土等の監視として、職員によるパトロールを定期的実施しており、通報等により発覚した事案を含め、順次、土地所有者等に対し、行政指導や必要に応じ行政処分を行うなどにより、是正に取り組んでいる。

3 基礎調査の概要

(1) 調査対象

298箇所

(尾道市77箇所、東広島市110箇所、江田島市28箇所、府中町31箇所、海田町9箇所、熊野町17箇所、坂町7箇所、世羅町19箇所)

(2) 調査期間

令和7年6月～令和8年2月

(3) 調査結果

一部の盛土で、雨水による浸食跡等の部分的な変状があったものの、直ちに大規模な崩壊等により災害が発生する危険性の高い盛土等はなかった。

4 不法・危険盛土等に対する対応状況

(1) 盛土規制法に基づく行政指導等の件数

令和7年度は3箇所の盛土等に対し、次のとおり文書による行政指導等を行った。

なお、1箇所において複数の行政指導等を行ったものもあるため、盛土等の箇所数と行政指導等の件数は合致しない。

また、盛土等の場所や工事施行者等の情報については、行政指導等に応じ是正が行われている状況や危険性の度合いに鑑み、国の示すガイドラインに準じて公表は差し控えることとする。

行政指導等	件数	根拠規定	実施内容
勧告	1件	法第41条第2項	災害防止措置の勧告
立入検査	1件	法第43条第1項	違法性・危険性の有無の調査
報告徴取	3件	法第44条	違法性・危険性の事実確認

※行政処分（監督処分・改善命令）及び行政代執行を実施した案件はなし

(2) 主な対応事例

○災害防止措置（応急対策）の実施を勧告した盛土

- ・法規制前に盛土に着手し、排水設備及び法面保護工が未施工状態で工事休止
- ・地表水排除工、ブルーシート及び大型土のう等による応急対策を勧告
- ・勧告に応じ応急対策は実施されたが、届け出ている計画のと通りの盛土とするよう、引き続き、関係市町と連携し指導中



【指導前】

【指導後】

○立入検査及び報告徴取を実施した盛土

- ・ 不法・危険性の疑いのある盛土を発見し、法に基づく立入検査及び報告徴取を実施
- ・ 違法性は確認されなかったものの、災害防止措置が不十分であり、盛土等の法面に複数の浸食跡があることを確認
- ・ 直ちに著しい災害が発生する危険性までは認められないものの、国道へ土砂の流出のおそれがあることが判明
- ・ 今後、災害防止措置の実施の勧告や必要に応じ行政処分（改善命令）の実施



【立入検査時に確認した盛土等の状況】

○撤去することを口頭により指導した盛土

- ・ 他者の土地に盛土規制法の許可を受けずに行った盛土の存在が発覚
- ・ 工事施行者が判明したため、直ちに口頭により指導し、速やかに撤去



【指導前】

【指導後】

5 今後の予定

(1) 基礎調査

調査結果は、広島県ホームページ及び広島県インフラマネジメント基盤「DoboX」において公表するとともに、パトロール等により経過観察を行っていく。

また、残りの調査対象 516 箇所について、令和 10 年度までの完了を目指し計画的に行っていく。

(2) 不法・危険盛土等

不法・危険盛土等に対しては、行政指導等のみならず、状況に応じて行政処分を実施するなど、適切に対応していく。

また、パトロールを引き続き実施するとともに、県民や事業者に向けた周知・啓発、関係機関との連携強化により、監視の強化と適正化に取り組んでいく。

6 その他（関連情報等）

【参考資料】市町ごとの調査箇所数一覧表

（令和8年3月時点）

市町	盛土規制法に基づく基礎調査			
	計	令和6年度	令和7年度 【今回の調査】	令和8～10年度
広島市	—	—	—	—
呉市	—	—	—	—
福山市	—	—	—	—
竹原市	17	3	0	14
三原市	103	26	0	77
尾道市	91	14	77	0
府中市	36	6	0	30
三次市	101	38	0	63
庄原市	73	37	0	36
大竹市	18	3	0	15
東広島市	229	44	110	75
廿日市市	146	19	0	127
安芸高田市	44	31	0	13
江田島市	32	4	28	0
府中町	31	0	31	0
海田町	9	0	9	0
熊野町	18	1	17	0
坂町	7	0	7	0
安芸太田町	12	7	0	5
北広島町	41	28	0	13
大崎上島町	15	9	0	6
世羅町	47	28	19	0
神石高原町	60	18	0	42
計	1,130	316	298	516